

平成20年4月25日

各 位

会 社 名 **いちよし証券株式会社**
代表者名 執行役社長 武 樋 政 司
(コード8624 東証1部・大証1部)
問合せ先 広報室長 山 川 雅 之
TEL. 03(3555)6343

当社の業務の適正を確保するための体制の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、下記のとおり業務の適正を確保するための体制を一部改定することを決議しましたのでお知らせいたします(変更箇所は下線で示しております)。

主な変更点は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制の構築に関する事項の新設、及び反社会的勢力との関係遮断に向けた体制に関する事項の新設であります。

記

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会に対する報告に関する体制

執行役及び使用人は社内規程の定めるところにより下記の事項を監査委員会に報告しなければならない。

- イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項
- ハ その他監査委員会が報告を求めた事項

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、原則毎週1回開催される経営会議に出席する。
- ロ 監査委員会の指名を受けた委員は、内部統制委員会に委員として出席する。
- ハ 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。
- ニ 監査委員会の指名を受けた委員は、役職員の職務執行状況、関係会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ホ 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。

当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 関係会社各社における業務の適正性を確保するために関係会社管理規程を定める。
- ロ 関係会社社長会を適宜開催し、関係会社間の情報共有に努める。
- ハ ・監査委員会は、監査委員会規程に基づき、関係会社の業務に関する調査、又は監査を行う。
 - ・内部統制委員会は、内部統制委員会規程に基づき、関係会社の業務に関する調査を行う。
- 二 当社の取締役及び執行役は、当社及び関係会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告する。
- ホ 当社及び関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ヘ 当社及び関係会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。
- ロ 取締役は、重要文書を常時閲覧可能とする。
- ハ 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
- ロ リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。
- ハ 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
- ロ 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これらの実施に努める。
- ハ 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家を設置する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 執行役は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。
- ロ 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- ハ 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル、及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行い周知徹底を図る。
- 二 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。
- ホ 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

以上